

「デビットカード取引規定」改正のお知らせ

いつも豊田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫の「デビットカード取引規定」につきまして、改正することとなりましたのでお知らせします。

改正内容につきましては、下記適用日以降において、当金庫の「デビットカード」をご利用の全てのお客様に適用となります。

また、改正後の規定につきましては、当金庫ホームページに掲載いたしますのでご参照願います。

記

1. 改正する規定

- ・デビットカード取引規定

2. 主な改正内容について

「デビットカード取引における取引業務の追加」に伴う改正

1. 「キャッシュアウト取引」追加に伴う改正

「キャッシュアウト取引」に対応するデビットカード加盟店において、現金出金取引が可能となります。

2. 「公金納付」追加に伴う改正

デビットカードの買い物決済機能を利用して、対応する自治体の窓口等での支払いが可能となります。

3. 改正の適用日

令和5年8月1日

4. 改正後の規定は、こちらからご覧いただけます。(改正の適用日以降にご覧いただけます。)

「当金庫ホームページ」⇒「キャッシュレス」⇒「デビットカードサービス」

以 上